掛川市規則第５号

掛川市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和２年３月２７日

掛川市長

（別紙）

掛川市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

掛川市児童福祉法施行細則（平成17年掛川市規則第79号）の一部を次のように改正する。

第18条第１項各号を次のように改める。

(1) 法第21条の６の規定による障害児通所支援に係る措置　やむを得ない事由による措置（障害児通所支援）を行った場合の単価等の取扱いについて（平成24年６月25日付け障障発0625第１号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）別紙により算定した額

(2) 法第21条の６の規定による障害福祉サービスに係る措置　やむを得ない事由による措置を行った場合の単価等の取扱いについて（平成18年11月17日付け障障発第1117002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）別紙により算定した額

(3) 法第22条第２項の助産の実施又は法第23条第２項の母子保護の実施　児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について（平成11年４月30日付け厚生省発児第86号厚生事務次官通知）第５に定める額

(4) 法第24条第５項又は第６項の規定による措置　掛川市子ども・子育て支援法施行細則（平成27年掛川市規則第３号）第13条第１項の規定により徴収する額に相当する額

別表第１から別表第３までを削る。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。